

2008年(平成20年)5月14日

大阪府知事 橋下 徹 殿

大阪弁護士会  
会長 上野 勝

**「精神障がい者権利擁護システム事業」  
(精神医療オンブズマン制度)の存続を求める要望書**

大阪府は、本年4月11日「財政再建プログラム試案」を発表し、その中で「精神障がい者権利擁護システム事業」について、「エ」(ア～ウ以外で、府が独自に実施しており、事業量削減の裁量があるもの)に分類し、今年度において廃止の考えを打ち出しました。しかし、同事業は、以下に述べますとおり、大阪府下の精神科病院に入院している精神障がい者の生命・健康にかかわる非常に重要な施策であり、今後もより一層充実していくべきものです。

本会は、以下の理由により、同事業の廃止に強く反対し、大阪府が同事業を存続させて、今後も発展させていくことをここに強く要望します。

1 「精神障がい者権利擁護システム事業」は、2000(平成12)年5月に大阪府精神保健福祉審議会が大阪府知事に対し具申した「精神病院内における人権尊重を基本とした適正な医療の提供と処遇の向上について」に基づいて制度化された事業です。

1997(平成9)年に大阪府内で大きな問題となった大和川病院事件(安田系3病院の一つ)は、精神科病院における劣悪な医療環境を白日のもとにさらしました。同病院では、入院者に対する傷害致死事件の発生、任意入院者に対する違法な退院制限、入院者に対する違法な隔離・身体拘束、常勤の精神保健指定医不在のままの医療保護入院の実施、入院者と代理人弁護士との面会拒否など、精神障がい者の生命・健康・自由に対する重大な加害行為が行われていました。この事件を受け、精神障がい者の基本的人権を尊重した精神科医療を確保するための諸方策をとりまとめて提言したものが上記意見具申です。そして、意見具申の柱となったものが第三者機関による

権利擁護システムである「精神医療オンブズマン制度」の創設でした。

- 2 このようにして生まれた同事業は、大阪府、大阪精神科病院協会、本会など府下の13の機関と学識経験者で組織される「大阪府精神障がい者権利擁護連絡協議会」(事務局：大阪府こころの健康総合センター)のもとで運営されています。大阪府下の精神科病院を訪問し、入院者からの生の声を聞いたオンブズマンは、活動から得られた情報を上記連絡協議会に報告し、その情報に基づいて検討された改善方策等を訪問した精神科病院に提起するとともに、各構成機関の活動に反映することにより、精神障がい者の基本的人権の擁護を図っています。

これまで過去5年間に、オンブズマンはのべ76病院を訪問し、精神科病院内で権利侵害の疑いがある事例の指摘やその改善に寄与し、精神障がい者の生命・健康・自由の確保のために多大な貢献をしてきました。

この事業は、入院中の精神障がい者の権利擁護システムとしては、日本で初めての制度であり、国の検討会でもたびたび取り上げられ、全国からも注目を浴びています。

本会からも、「大阪府精神障がい者権利擁護連絡協議会」に、高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」で精神障がい者の権利擁護に精通する会員を委員に推薦し、同事業の推進に助力をさせていただいております。

- 3 本会は、1998(平成10)年に高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」を設立し、大阪府下の高齢者・障害者の権利擁護のために総合的な支援活動を行っています。その主要な業務の一つに精神保健支援業務を位置づけ、精神科病院に入院している精神障がい者からの退院請求や処遇改善請求の相談を受け、精神科病院への出張相談を実施し、入院者からの依頼を受けて退院・処遇改善請求を行う活動を支援しています。このような活動の中で訪問する精神科病院には、現在も医療環境などに問題のみられる病院が少なくありません。しかしながら、これを是正すべき大阪府の行政監査によるチェックが不十分であることは上記意見具申において指摘されるとおりです。精神医療オンブズマンが入院中の精神障がい者の生命・健康・自由に対する侵害を未然に防止するため果たしてきた役割は極めて重要であるといわざるをえません。
- 4 「精神障がい者権利擁護システム事業」は、その設立経緯、目的、実績等いずれの観点からみても、「府民の生命に関わる緊急性・重要性の高い事業」として、財政再建プログラム試案の「イ」、すなわち「個人給付、府民の生命に関わる緊急性・重要性の高い事業、社会的弱者の直接的な生活支援に関する事業」に分類されるべき事業です。今

後もさらに充実・強化をはかり、他の都道府県に広げていくべき事業であることは明らかです。

大阪府には、同事業をはじめ、全国に先駆けて、1997年（平成9年）より、判断能力の不十分な高齢者・障害者のための権利擁護活動を行う「大阪後見支援センター」（通称；あいあいねっと）の取り組み、また、2005年（平成17年）からは高齢者虐待防止法に基づく各市町村での対応の実効化を支援する「高齢者虐待防止体制整備支援事業」など、高齢者・障害者の生命・健康・自由などを守る権利擁護のための先進的な事業を行い、本会も全面的に協力・連携をし、全国のモデルとして高く評価されてきました。

今回の「財政再建プログラム試案」が、このような大阪府の誇る権利擁護の灯を消すことのないよう事業の価値と実績に照らした判断をされる必要があります。

以上のことから、本会として、同事業を今年度以降も存続していくことを重ねて要望いたします。

以 上